

令和5年度スポーツ医科学活用事業

アスレティックトレーナー活用事業に伴う補助金

事務手続きの流れ

- 1 実施希望調査兼事業計画書の提出（関係団体→県スポーツ協会）
提出期限 令和5年4月6日（木）まで
- 2 補助金の内示（4月下旬に通知）（県スポーツ協会→関係団体）
- 3 交付申請書の提出（関係団体→県スポーツ協会）
提出書類 交付申請書 第1号様式
事業計画書 第1号-2様式
収支予算書 第1号-3様式
提出期限 令和5年5月19日（金）まで
※4の概算払い請求書も併せて提出をお願いします。
- 4 補助金の交付決定（通知）（県スポーツ協会→関係団体）
- 5 概算払い請求書の提出（関係団体→県スポーツ協会）
提出書類 概算払い請求書 第2号様式
収支予算書 第2号-3様式
収支予算書積算内訳 第2号-4様式
提出期限 令和5年5月19日（金）まで
※3の交付申請書と併せて提出してください。
概算払い請求書の日付は入れないでください。
- 6 補助金の交付（県スポーツ協会→関係団体）
各関係競技団体指定の競技力向上対策費振込口座に振り込みます。
- 7 実績報告書の提出（関係団体→県スポーツ協会）
提出書類 事業報告書 第4号様式
収支決算書 第4号-3様式
収支決算書積算内訳 第4号-4様式
提出期限 実績報告書の提出は、年間の事業を取りまとめ、原則として事業完了後2週間以内とする。ただし、最終提出期限は令和6年4月5日（金）までとする。
- 8 その他
 - ・上記の提出書類の様式等は、群馬県スポーツ協会ホームページの事業関係書類ダウンロードに掲載してありますのでご参照ください。
 - ・競技力向上対策事業等で謝金及び旅費を支出する場合には、支払者側の各競技団体が源泉徴収を行わなければなりません。詳しくは国税庁ホームページをご覧になるほか、管轄の税務署にお問い合わせくださるようお願いいたします。